

野外焼却は法律で禁止されています！

一部の例外を除き、**ゴミを屋外で焼却することは法律で禁止されています。**

違反すると『5年以下の懲役、もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、またはこれらの併科』など重い罰則があります。直罰規定のため行政指導無しで、即検挙されることもあります。



よくある違反事例

(農業関係) ○畑の刈った草を現地で焼く際、ついでに家のゴミと一緒に燃やした。

→家庭ゴミを野外で焼却しているので違反となります。

(漁業関係) ○港に漂着した流木と一緒に、不要となったロープなどを一緒に燃やした。

→野外焼却に該当します。事業で使用したロープは産業廃棄物になります。処理業者に依頼するなど適切に処分してください。

(軽微なもの) ○焚火で落ち葉に混ぜて、ひろったペットボトルと一緒に燃やした。

→野外焼却に該当します。軽微な焚火は直ちに違反となりませんが、ゴミ(拾ったもの、家庭のもの問わず)を混ぜると違反です。

○少量の家庭ゴミをドラム缶で燃やした。

→野外焼却に該当します。地面に直火で燃やさなくても違反となります。

野外焼却の例外とされている行為

政令で以下の行為は一部例外とされていますが、野外焼却を推奨するものではありません。

1. 国、地方公共団体が施設管理上、必要な焼却
2. 災害予防、応急対策、復旧のために必要な焼却
3. 風俗慣習上、宗教上の行事を行うのに必要な焼却(例: どんと焼き等)
4. 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ないものとして行う焼却
 - ・農業者が行う稲わらの焼却
 - ・林業者が行う伐採した枝の焼却
 - ・漁業者が漁網に付着した海産物、流木等の焼却
5. たき火、その他日常生活の焼却で軽微なもの
(落ち葉たき、キャンプファイヤー、バーベキュー等)



★家庭ゴミや事業ゴミ等を一緒に燃やすことは即座に違反行為です。

《例外行為である野外焼却を行う場合でも、以下の点を必ず守ってください。》

1. 燃やす前に近所の方に理解を得て、迷惑にならないよう配慮する。
 - ・洗濯物に臭いが付く、窓が開けられない等、ご近所からの苦情が一番多く寄せられます。「これまでやってきた」は通用しません。
2. 草や小枝であっても、ゴミで出せるものは極力ゴミで処分し、安易に焼却しないようにしましょう。

3. 燃やすものをよく乾燥させ、風向きや風の強さ、時間帯を考慮する。
 - ・湿った草木は白煙が大量に発生し、近隣に迷惑がかかる恐れがあります。
 - ・火災の原因となりますので、風が強い日、風向きが悪い日は中止する。
4. 例外行為でも通報があった場合、警察・消防・町役場が現地を確認し、著しく違反がある場合は、行政指導の対象となり、即座に消火していただくことがあります。
5. 消防署に提出する「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出で野外焼却が合法化されるものではありません。また役場でも許可は出していません。
6. 森林法及び町条例に基づき申請、実施される森林の火入れは、法令を遵守し林野火災を未然に防止する対策を必ず行ってください。

《参考》廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則、通知等

法（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

法（焼却禁止）

- 第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

施行令（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

- 第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。
- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

通知（H12.9.28 衛環 78 号）一部抜粋

- 一 焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取締りが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについて、例外を設けていること。
したがって、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であること。
- 二 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却とは、これらの廃棄物の処理基準を遵守して焼却されることをいうものであって、焼却を行った者に処理基準が適用されるか否かは何ら関係ないものであること。

通知（H28.1.28 環境省告示第七号）一部抜粋

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。